

海外進出企業にとって、進出国と日本との税務というのは、単に二重課税の排除にとどまらず、昨今では日本本社との取引にたいして積極的に税務調査によって追加的な課税が行われているものと思います。特に移転価格税制までの適用はないにしても、本社間の取引の妥当性をめぐる問題や、恒久的施設課税といったところが主な論点になっているのではないかと思います。そこでこのような現状を踏まえ、そもそも国際課税というのは何であるのか、どのような問題があるのか等について、日本、タイの税制を踏まえた解説をしていきます。第1回目の今回は、いわゆる国際税務とはどのようなことをいうのかを解説いたします。

国際税務とは、各企業が自国以外で事業活動をする際、「現地における税制」と「日本と進出先国との取引にかかる税制」の大きく二つ側面があります。多くの企業が直面するのは、進出先国における源泉所得税の取り扱いや、付加価値税の取り扱いで、どちらかという前者、すなわち「現地における税制」に基づくものとなります。一方で、移転価格税制や恒久的施設の問題等の問題は、後者に帰属します。海外進出企業において、国際税務を検討する際、これら2つの側面があることを理解する必要があります。

前者の「現地の税制」では、その運営はその国の税務当局に委ねられており、必ずしも公平な課税が行われるとは限りません。日本も二十数年前においては、税務調査が行われた際には、担当の税務職員による強引な調査や、やや無謀な解釈による追加課税等が行われそうになったことを経験された方も多いのではないかと思います。最近の日本の国税当局の調査における対応、事前相談における対応は様変わり、事実関係に基づき税法を解釈し、その取り扱いを判断していくというスタンスになっているように感じます。しかしタイでは、すでに経験された方も多いと思いますが、基本的に正確な税法の解釈が行われることなく、多くのケースが行政裁量権によって決定され、課税の是非が判断されているのが現実です。

国が変われば、法律は整備されていても、運用は日本で体験しているものとは異なることも少なくはありません。しかし企業としては、さまざまな事業活動に関わる税務について、どのような根拠で、その税務上の取り扱いを判断しているか、しっかり考えなければなりません、やや論理的な内容も含まれるかもしれませんが、そのような観点から、国際税務に関して海外で事業活動を行う企業が考えるべき問題や、考え方の基本を提供していきたいと思います。

源泉課税と課税権：ご存知のようにタイにおいては源泉課税の問題やVAT(付加価値税)の問題が、日本に比べて煩雑になっています。源泉徴収制度は多くの国において存在しており、これは安定的に税収を確保するための手段といわれています。タイにおいても同様で、さまざまな支払いに対して源泉徴収が求められ、それを徴収した月の翌月7日までにPND1やPND53といった申告書を提出し、源泉の納付を行う必要があります。給料や現地のサービスに関する源泉徴収についてはあまり議論のないところで、海外に対する報酬等の対価の支払いに関する源泉については、必ずしも単純な判断になりません。

本来、海外に対する報酬、料金を支払う際、当該報酬・料金等について支払地となる国において課税権を有しているかどうかを最初に考える必要があります。タイの場合、日本との間に租税条約(正式には、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とタイ国政府との間の条約」)があり、日本・タイの二国間にまたがる取引に関する課税上の判断の指針になります。

租税条約は二国間が締結する国家間条約であり、本来的には国内法に優先して適用されるべきという位置付となります。ただし租税条約そのものは、両国間における二重課税の防止、租税回避脱税の予防のための条約なので、租税条約だけを根拠として課税することはできません。さらに租税条約は、国内法上課税しうることを前提に、二重課税排除を目的に両国間で課税権を譲歩し、二重課税を排除することを目的としています。したがって「国内法上課税しうることを前提」とあるように、日本・タイをまたぐ取引について、それぞれの国において国内法上課税権を有する取引について、租税条約が機能することになります。よってそもそも国内法上課税権が及ばないものについては、租税条約に委ねることなく、一方の国においてのみの課税となります。

日本と外国との取引に携わった方であればよく耳にする言葉として、「PEなければ課税なし」という言葉があります。この「PE」というのが、今後、詳細に解説をしていきますが、「Permanent Establishment」という言葉の頭文字を取ったもので、日本語では「恒久的施設」と呼ばれます。

日本国内で発生した報酬・料金がタイに支払われるもの、またはタイ国内で生じた報酬・料金が日本に支払われるものについての課税を考える場合、そもそもその取引自体がそれぞれの国に課税権があるかどうかを判断します。課税権がある場合、次に租税条約の適用があるかどうかを考えます。多くの場合、企業の事業活動から生じる報酬・料金については、当該企業が相手国に恒久的施設を有しない限り、相手国における課税はないものと取り扱われます。

簡単な例では、タイ現地法人から日本の親会社に対して人的役務の提供の対価が支払われる場合、日本法人がタイ国内に恒久的に施設を有しない場合、租税条約に基づいてタイの課税権が放棄されることとなります(日本・タイ租税条約 第7条)。今回はそもそも恒久的施設とは、何をもちて恒久的施設とするのかを考えてみたいと思います。

税法用語はわかりにくいものが多いと思いますが、本稿では言葉そのものの解説も含め、わかりやすく解説していきたいと思います。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。